

体育部活動振興会総会資料



総会資料目次

《 議案項目 》

1. 令和3年度決算報告
2. 令和3年度監査報告
3. 令和3年度活動報告
4. 令和4年度活動計画案
5. 令和4年度予算案

《 添付資料 》

6. 令和4年度役員一覧
7. 清水中部活動要項及び規則
8. 清水中学校体育部活動振興会会則
9. 各部・後援会申し合わせ事項
10. 部活動細則
11. 平日 体育館割当表

令和3年度 清水中学校部活動振興会決算報告

1 収入の部

項目	予算額	決算額	増減	備考
入部費	1,310,000	1,076,000	-234,000	223名(うち13名欠員)
市補助金	220,000	220,000	0	
繰越額	1,199	1,199	0	
雑収入	120,001	120,001	0	PTA補助、利息
合計	1,651,200	1,417,200	-234,000	

2 支出の部

項目	予算額	決算額	残額	備考	
運営費	事務費	300	660	360	
	印刷費	0	0	0	
	会議費	0	0	0	
	負担金	16,000	16,000	0	
	事務局費	0	0	0	
	小計	16,300	16,660	360	
活動費	バレーボール女	46,000	40,000	-6,000	15人
	バスケット男	34,000	42,000	8,000	16人
	バスケット女	58,000	48,000	-10,000	19人
	サッカー	94,000	82,000	-12,000	36人
	ソフトテニス男	50,000	40,000	-10,000	15人
	ソフトテニス女	36,000	54,000	18,000	22人
	バドミントン	112,000	78,000	-34,000	34人
	野球	74,000	54,000	-20,000	22人
	水泳	50,000	28,000	-22,000	9人
	卓球	46,000	54,000	8,000	22人
	剣道	40,000	36,000	-4,000	13人
		0	0	0	0人
	施設整備費	93,400	0	-93,400	
	小計	733,400	556,000	-177,400	223人
指導費	指導諸経費	900,000	838,000	-62,000	
雑費	渉外費	0	0	0	
	雑費	1,500	1,500	0	
	予備費	0	0	0	
	小計	1,500	1,500	0	
合計	1,651,200	1,412,160	-239,040		

3 収支の部

(収入) 1,417,200円 (支出) 1,412,160円 = (残額) 5,040円

残額5,040円は、次年度へ繰り越します

上記の通り報告いたします

令和4年3月24日

部活動振興会会計 南部 博邦 事務局長 山中 拓哉

顧問 清藤 誠也 北岡 健一

監査の結果、上記の通り相違ありません

令和4年3月5日

部活動振興会監査

水泳部 浜瀬 千洋

野球部

水泳部 浜瀬 千洋

剣道部 小見田 彩香

部活動振興会活動報告（令和3年度）

4月	入部案内配付
5月	部活動振興会総会（書面による決議） 各部入部手続き（各部活動） 運動部活動調査
6月	運動部活動指導者研修会 熊本市中学校体育部活動振興会総会 市中体連大会
7月	部活動生集会 外部指導者研修会 県中体連大会
8月	運動部活動実技指導者講習会 九州中体連大会 全国中体連大会
9月	外部指導者研修会
10月	
11月	市中学校体育部活動振興会 第2回理事会 北部ブロック部活動研修会
12月	部活動生集会
1月	
2月	市中学校体育部活動振興会研究協議大会
3月	熊本市中学校体育部活動振興会理事会 部活動生集会

部活動振興会活動計画案（令和4年度）

4月	入部案内配付
5月	部活動振興会総会 各部入部手続き（各教室） 運動部活動調査
6月	運動部活動指導者研修会 熊本市中学校体育部活動振興会総会 市中体連大会
7月	部活動生集会 外部指導者研修会 県中体連大会
8月	運動部活動実技指導者講習会 九州中体連大会 全国中体連大会
9月	外部指導者研修会
10月	
11月	市中学校体育部活動振興会 第2回理事会 北部ブロック部活動研修会
12月	部活動生集会
1月	
2月	市中学校体育部活動振興会研究協議大会
3月	熊本市中学校体育部活動振興会理事会 部活動生集会

令和4年度 清水中学校体育部活動振興会予算(案)

1 収入の部

項目	本年度予算額	前年度決算額	増減	内訳
入部費	966,000	1,076,000	-110,000	5,000円×190人+2,000円×8人
市補助金	220,000	220,000	0	11部
繰越額	5,040	1,199	3,841	
雑収入	120,000	120,001	-1	PTA補助、利息
合計	1,311,040	1,417,200	-106,160	

2 支出の部

項目	本年度予算額	前年度決算額	増減	内訳	
運営費	事務費	660	660	0	振込手数料
	印刷費	0	0	0	
	会議費	0	0	0	
	負担金	16,000	16,000	0	中体振負担金
	事務局費	0	0	0	
	小計	16,660	16,660	0	
活動費	バレーボール	36,000	40,000	-4,000	10,000円+2,000円×13人
	バスケット男	38,000	42,000	-4,000	10,000円+2,000円×14人
	バスケット女	46,000	48,000	-2,000	10,000円+2,000円×18人
	サッカー	50,000	82,000	-32,000	10,000円+2,000円×20人
	ソフトテニス男	46,000	40,000	6,000	10,000円+2,000円×18人
	ソフトテニス女	54,000	54,000	0	10,000円+2,000円×22人
	バドミントン	82,000	78,000	4,000	10,000円+2,000円×36人
	野球	42,000	54,000	-12,000	10,000円+2,000円×16人
	水泳	26,000	28,000	-2,000	10,000円+2,000円×8人
	卓球	52,000	54,000	-2,000	10,000円+2,000円×21人
	剣道	34,000	36,000	-2,000	10,000円+2,000円×12人
	施設整備費	76,880	0	76,880	
	小計	582,880	556,000	26,880	
指導費	指導諸経費	710,000	838,000	-128,000	
雑費	渉外費	0	0	0	
	雑費	1,500	1,500	0	外部コーチ保険3名
	予備費	0	0	0	
	小計	1,500	1,500	0	
合計	1,311,040	1,412,160	-101,120		

令和4年度役員一覧

会 長 水野 直樹
 副 会 長 南 恵
 理 事 バドミントン・野 球
 評 議 員 各部2名
 監 事 卓 球・女子バレーボール
 事務局長 甲斐 寛斉
 書記・会計 津田 輝美

令和4年度部活動指導者一覧

部活名	氏 名	外部コーチ
野 球	反後 雄大・山下 大輝	
サッカー	松永 優三・山中 拓哉	
男子バスケットボール	大木 辰男・新田 大志	出口 康典
女子バスケットボール	馬場 成美・下川 美砂	
男子ソフトテニス	佐々 尚二・小手川 廣	
女子ソフトテニス	甲斐 寛斉・梅野 里栄	
女子バレーボール	木村 友理・小松 千歳	上田 優佳
バドミントン	高野 公彦・青木 良枝	
剣 道	黒川 富博	北野 勝己
水 泳	坂本 功・小林 平	那須 雅博
卓 球	釘宮 大樹・橋口 智美	
運動部活会計	津田 輝美	

部活名	氏 名	外部コーチ
吹奏楽	桑原 暁子・長野 歩	
美 術	白川 愛・濱地 裕子	
放 送	塚本 憲子	
文化系部活動庶務	白川 愛	

令和4年度 熊本市立清水中学校 部活動要項及び規則

1 目的

清水中学校の部活動は、学校教育活動の一環として、各種スポーツ活動・文化活動を通して生徒の健全な精神及び健康な身体を育成し、スポーツ競技や文化活動への理解を深め、技術の向上を図り、生徒の全人的成長に寄与するために活動することを目的とする。

2 部の設置

現在、次の部を設置しているが、毎年为学校や部の実情に合わせ、部活動担当者（顧問）会で協議の上、校長の承認により、休部・廃部・新設を行うこともある。

- (1) 野球部 (2) サッカー部 (3) 男子ソフトテニス部 (4) 女子ソフトテニス部
- (5) 水泳部 (6) 剣道部 (7) 卓球部 (8) バドミントン部
- (9) 男子バスケットボール部 (10) 女子バスケットボール部 (11) 女子バレーボール部
- (12) 吹奏楽部 (13) 美術部 (14) 放送部

3 活動方針

- (1) 熊本市立小・中学校「運動部活動の指針」に沿って活動する。
- (2) 吹奏楽部、美術部、放送部も運動部活動に準ずる活動とする。
- (3) 各部への入部は希望者とし、入部に際しては保護者の承諾を得る。

4 部活動の発足及び指導・運営

- (1) 各部は、毎年5月に編成する。
- (2) 各部は、原則、複数の教員（顧問）で指導・運営にあたる。
- (3) 各部には、校長から委嘱された外部指導者（コーチ）を置くことができる。この場合、委嘱期間は1年とする。

5 活動日及び休養日

- (1) 週の活動日数
 - ①練習日は、原則として5日以内、休養日は土日を含む2日以上とする。
なお、大会前2週間前に限り、休養日は1週間において1日の取得でも可とする。ただし、実施する部活動は、後援会長に相談の上、学校長の承認を必要とする。
 - ②日曜、祝日は原則として休養日とする。
 - ③日曜、祝日に活動する場合は、予め校長に計画書を提出し、承認を得る。
- (2) 第1日曜日は、一切活動をしない休養日とする。

6 活動時間

- (1) 活動終了時刻
18:30 活動終了 18:50 完全下校
- (2) 活動時間
原則として、1日の活動時間は、平日2時間以内、休日3時間以内とする。
- (3) 定期テスト前
 - ①定期テスト前5日間は、部活動を中止する。
ただし、長期休暇明けのテストに関しては、この限りではない。
 - ②テスト前の休み期間中、またはテスト直後に公式試合、コンクール、発表会等がある場合で活動を希望する場合は、顧問が予め校長の承認を得て職員へ周知する。
 - ③特別に活動が許可される場合、生徒の対象は、原則として試合等に関係する生徒とする。

④特別に活動が許可される場合の活動時間は、平日約1時間程度とする。

土日の活動については、顧問が予め校長の承認を得て職員へ周知する。

7 練習試合・校外活動

(1) 実施にあたっては、事前に計画書を提出し、校長の承認を得る。

(2) 練習試合の範囲は、原則として県内とする。

8 対外試合

(1) 学校教育活動としての活動について

運動部における大会参加は、原則として中学校体育連盟が主催、もしくは共催する大会とし、主催は年1回、共催は年2回程度とする。

吹奏学部、美術部、放送部においては、学校教育活動と校長が判断したコンクール、発表会等とする。

(2) 学校教育活動以外の活動について

学校教育活動以外の活動については、年度当初に計画を立て、生徒等の負担過多にならないように精選する。

(3) 大会・コンクール・発表会等への参加、練習試合、校外活動の実施について

大会・コンクール・発表会等への参加及び練習試合、合宿等の校外活動に際しては、予め顧問が、大会名、大会期日、会場、参加生徒、引率者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

9 傷害の保障

学校教育活動中に発生した傷害等については、原則として、日本スポーツ振興センター災害共済及び熊本県PTA共済の給付対象となる。

社会教育活動としてPTA行事の一環として活動した際に発生した傷害等については、熊本県PTA共済金の給付対象となる。(事前にPTA会長の承認を得ておくこと。)

* 第1日曜日に発生した傷害等や自然災害発生時に受けた傷害等は、適用にならないこともあるので注意すること。

* 様々なケースで給付の対象とならないこともあるので注意すること。

* 対人に関する給付はあるが、対物に関する保険等は上記の対象とならない。

(例) 活動中、ボールが顔面に当たってメガネが破損した。

駐車していた車にボールが当たって車体が破損した・・・など。

10 活動費

活動に係る経費については、清水中学校部活動振興会の還元金及び各部の部費で賄うが、この場合、運動部活動部と文化部活動部の会計は、熊本市教育委員会からの補助金の給付機関が違うことから、会計を別にする。また、部費については、各部の保護者で組織する後援会に委ねる。

11 その他

(1) 部員は、顧問に退部届を出し承認されない限りは、卒業(3月31日)まで、清水中学校の部活動部員である。

(2) 部活動を退部・休部する場合には、退部・休部願いを顧問に提出する。

(3) 部活動についてのその他のきまり等については、「部活動細則」を守って活動する。

(4) 適宜、部活動担当者(顧問)会を開催する。

清水中学校体育部活動振興会会則

第一章 総則

- 第 1 条 本会は清水中学校部活動振興会と称し事務局を清水中学校におく。
- 第 2 条 本会は清水中学校の生徒の体育部活動の向上につとめ、善良な中学生の育成に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 各部活動の援助をなす。
 - (2) 各部活動にともなう施設・用具に対する援助についての企画運営をなす。
 - (3) 対外試合に対する援助をなす。
 - (4) 各部後援会を総括する。
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事項をなす。

- 第 4 条 本会は、清水中学校部活動者・保護者・職員及び有志を以て組織する。

第二章 役職員

- 第 5 条 本会は次の役員をおく。
- 会長 1 名 副会長 若干名 理事 若干名 評議員 若干名 監事 2 名 顧問 若干名
- 第 6 条 会長・副会長はPTA会長・副会長が兼務する。会長は会を代表し、副会長は会長を補佐し選出する。会長不在の時はその職務を代行する。
- 第 7 条 理事は評議員会で選出し、業務を担当する。理事は総会で選出し、理事会業務を執行する。
- 第 8 条 評議員は各部代表 2 名とし、評議員会を構成する。
- 第 9 条 監事は総会で選出し、会計業務を監査する。
- 第 10 条 顧問は評議員会の議決を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。
- 第 11 条 本会は、次の職員をおく。職員は会長が委嘱する。
- 1、事務局長
 - 2、書記・会計
- (事務局長は会務の企画を担当し、書記・会計はそれぞれの会の事務・会計を司る。)
- 第 12 条 役職員の任期は 1 年とし再任を妨げない。補欠役職員の任期は前任者の残任期間とする。

第三章 会議

- 第 13 条 本会の会議は、評議委員会・理事会とし、会長がこれを招集する。
- 第 14 条 総会は年一回定期的に実施し、その年度の活動を議決する。緊急の問題については、評議委員会をもってこれに当て、その後総会に報告する。
- 第 15 条 評議委員会は必要に応じて実施し、次のことを行う。
- 1、会則の決定及び変更
 - 2、役員を選出
 - 3、予算の議決及び承認
 - 4、事業計画の審議
 - 5、その他本会の目的達成に必要な事項の審議・決定

- 第 16 条 理事会は必要に応じて実施し、次のことを行う。

- 1、評議員会より委任された事項の審議
- 2、評議員会の議決事項の執行
- 3、評議員会に提出する全般事項に関する議案作成

- 第 17 条 会議は定員の過半数を以て成立し、議決は出席者の過半数をもってこれを決する。

第四章 会計

- 第 18 条 本会の経費は、会員の会費、賛助会費等をもってあてる。
- 第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 20 条 会計年度に剰余金があるときは、翌年度に繰り越す。

第五章 改正・施行

- 第 21 条 本会の会則は、総会において改正することができる。

- 第 22 条 本会則は昭和 63 年 6 月 3 日より施行する。

令和4年度 各部・後援会申し合わせ事項

1. 部の運営に関すること
 - (1) 市部活動の指針に基づき活動する。
 - (2) 定期テスト前5日間は、部活動を中止する。(長期休暇明けのテストに関しては、この限りではない。) 但し、間近に試合を控えている場合は、校長及び部活動主任に連絡し、エントリーされたメンバーのみの練習を許可する。
 - (3) 体育館の平日割振を年度ごとにローテーションする。
2. 振興会の予算に関すること
 - (1) 各部活動共通の施設、用具については振興会予算より支出する。
 - (2) 各部の用具については、用具の今後の利用についても加味し振興会と各部後援会が話し合い、両方の負担分を考える。
 - (3) ユニホームなどは、原則として個人の負担とする。
3. 活動費に関すること
 - (1) 振興会から支給される活動費は、各部後援会費とは別途会計とし、支給内訳、領収書を添えて、年度末までに事務局に報告する。
 - (2) 支出は、登録費、大会参加費、用具代その他とする。
 - (3) 各部後援会は、後援会で徴収している後援会費収支決算を年度末に振興会会長に報告する。
4. 中体連に関すること
 - (1) 正式エントリー選手については、九州大会出場より、市からの補助金が出る。振興会から昼食代として、エントリー選手一人につき、1日1000円の補助を出す。
5. 県外研修に関すること
 - (1) 部長・副部長・コーチが部活動に関係ある研修または大会等で県外に出向く場合は振興会より、九州管内(沖縄は除く)は、5,000円、九州外は、10,000円を支給する。
 - (2) コーチの中体連大会時の旅費については、会長・学校長・部活事務局で検討し、一部負担とする。
 - (3) 助成は、本人(コーチ分は部長)が事務局に申請すること。
6. 活性化に関すること
 - (1) 後援会は、時間の許す限り交代で活動の見学や、試合の応援にあたる。
 - (2) 協会主催の大会などで、全国大会などに参加をし、募金活動などが必要な場合は、振興会またはPTA主催で実施する。
7. 監事・理事の割り当て(平成18年度から順番を改訂)

年度	30	31 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
監事	バスケット女 サッカー	ソフトテニス男 ソフトテニス女	バドミントン 野球	剣道 水泳	卓球 バレー	バスケット男 バスケット女
理事	卓球 女子体操	バレー バスケット男	バスケット女 サッカー	ソフトテニス男 ソフトテニス女	バドミントン 野球	剣道 水泳

予定順 ①バレー ②バスケット男 ③バスケット女 ④サッカー ⑤ソフトテニス男
⑥ソフトテニス女 ⑦バドミントン ⑧野球 ⑨剣道 ⑩水泳 ⑪卓球

(監事・理事 それぞれ独立してローテーションしています。)

部活動細則

1. 部室使用について

- 1) 部室内で飲食はしないこと。
- 2) 部活動時以外は使用しないこと。
- 3) 部活動に不必要なものを置かないこと。
- 4) 部室を壊したり、落書きしたりしないこと。

2. 休日の練習参加について

- 1) 登下校の服装は、学校で決められた標準服か部で決められたトレーニングウェアとする。
- 2) 往復途中での飲食は、禁止する。

3. 違反の処置について

- 1) 日常生活を含め、生徒心得や部活動の決まりに違反した場合は、部活動主任、各部長と相談の上、部または個人について、練習停止・試合出場停止・退部処分等の処置をとる場合がある。
- 2) 部室使用の違反については、部室使用禁止・部室没収などの処置をとる場合がある。

令和4年度 平日 体育館割当表

	剣道	男子バスケ	女子バスケ	女子バレー	バドミントン
月	A	B (半面)	B (半面)	城北小 (半面)	外
火	外	B	A	休み	城北小 (全面)
水	A	城北小 (半面)	休み	B	休み
木	休み	B	城北小 (半面)	城北小 (半面)	A
金	B (半面)	休み	B (半面)	城北小 (半面)	A